

鹿島・島根栽培漁業振興センター整備基本構想策定業務委託 優先交渉権者選定方法について

松江市が実施する「鹿島・島根栽培漁業振興センター整備基本構想策定業務委託公募型プロポーザル」における優先交渉権者の選定は、下記に掲げる方法による。

記

1 審査委員会

- (1) 提出された企画提案書等の審査は、鹿島・島根栽培漁業振興センター整備基本構想策定業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が実施する。
- (2) 審査委員会は、提出された企画提案書等を「鹿島・島根栽培漁業振興センター整備基本構想策定業務委託公募型プロポーザル審査基準」に基づき審査し、優先交渉権者と次点の交渉権者を選定する。

2 優先交渉権者の選定方法

- (1) 優先交渉権者の選定は、提出された企画提案書等の審査結果及び提案者による提案内容のプレゼンテーション結果等から行う。
- (2) 企画提案書の内容が「鹿島・島根栽培漁業振興センター整備基本構想策定業務委託公募型プロポーザル募集要項」及び「鹿島・島根栽培漁業振興センター整備基本構想策定業務委託仕様書」の要求項目を満たしているか否かを判定し、これらを満たしているものには「採点に係る点数配分表」に記載する各項目の配点内で、提案内容の評価に応じて「企画点」(90点満点)を与える。
- (3) 評価点(企画点と価格点の合計:100点満点)の上位3位までの点数を獲得したものについて、審査委員ごとに1位5点、2位3点、3位1点を順位点として配点し、順位点の合計が最も高い提案者を第一優先交渉権者とする。次点は第二優先交渉権者とする。
- (4) 評価点が満点(100点)の6割(60点)に満たない場合は優先交渉権者として選定しない。

鹿島・島根栽培漁業振興センター整備基本構想策定業務委託 公募型プロポーザル審査基準

分類	配点	審査項目		審査の視点
業務理解	5	(1)	鹿島・島根栽培漁業振興センターの現状に対する理解度	施設の現状を理解したうえで提案されているか。
提案内容	50	(1)	企画提案および運営	現地調査および協議会の運営、開催について十分な内容が提案されているか。
				事業フレームの構築、補助メニューなどの財源措置、収益シミュレーションの検討について十分な内容が提案されているか。
				市場調査、販売戦略の検討について十分な内容が提案されているか。
業務遂行能力	35	(2)	事業の実現性	提案内容が成果物(報告書)を見据えて具体的かつ実現可能なものとなっているか。
		(1)	類似業務受託実績	類似業務の実績はどの程度あるか。
		(2)	業務実施体制	業務遂行にかかる体制が十分に整っているか。
		(3)	業務実施スケジュール	無理のない実施スケジュールとなっているか。
企画点(合計)	90			
価格	10	(1)	見積額	業務委託に係るすべての見積額の総額から評価する。
価格点	10			
合 計	100			

※一次審査(書面審査)、二次審査(プレゼンテーション)ともに本審査基準を用いる。